

東海市

# 災害時要配慮者支援マニュアル

社会福祉法人東海市社会福祉協議会

令和3年3月作成

# 目次

1. はじめに	1
2. 災害時要配慮者とは	1
3. 福祉避難所・福祉避難スペースの考え方 (市避難所運営マニュアル作成ガイドブックより)	2
4. 要支援者別の配慮事項	3
目の不自由な方	3
耳の不自由な方	4
内部障がいのある方	5
肢体の不自由な方	6
知的障がい、発達障がいのある方	7
精神障がいのある方	8
妊産婦・乳幼児	9
5. 災害発生前の準備、備え	10
6. 災害が発生したら	11
7. 災害用伝言ダイヤル	12
8. 関係機関連絡先	12

## 1. はじめに

このマニュアルは、災害が発生した時に避難時や避難所で障がいを持った方に対し、地域の支援者がどのような行動を取れば良いかをまとめています。

災害時要援護者は、災害発生時には、情報把握や避難など様々な活動が円滑に出来ない可能性が高まります。

そのため日頃から、個々の状況に合わせた事前の準備を行い、不安を少しでも減らしておくことが重要です。

このマニュアルは完璧なものではありませんが、今後の自主防災・地域防災活動に役立てていただき、災害弱者と呼ばれる方々に対し、市民の皆様がお互いに助け合い、災害時の被害を少しでも減らすことが出来ればと思っております。

## 2. 災害時要配慮者とは…

災害時要配慮者とは、災害発生時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難することが難しいなど自分自身で行動をとることが容易ではない方を言います。

具体的には高齢者、障害のある方、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人などです。

### ◎避難行動要支援者とは…

平成 25 年 6 月に「災害対策基本法」が改正され、全国の各市町村で『避難行動要支援者名簿』を整備することが義務付けられ、東海市でも名簿を作成しています。

下記の対象者のうち登録を希望された方は届け出により、避難行動要支援者となり、名簿に掲載することができます。

#### ※対象者

- ①身体障害者 身体障害者手帳の個別等級が視覚障害、聴覚障害、肢体不自由（上肢・下肢）1～2級、肢体不自由（体幹）1～3級、内部障害（呼吸器）1級
- ②知的障害者 療育手帳 A 判定の方
- ③精神障害者 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- ④要介護高齢者 介護保険認定区分が要介護 3～5 の方
- ⑤難病患者 難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 1 項に指定する支給認定を受けた指定難病の患者で障害福祉サービスを利用している方
- ⑥避難支援関係者（地域住民等）が避難行動要支援者と判断した場合
- ⑦要配慮者本人が支援を申し出た場合

作成された名簿は、避難行動要支援者本人に名簿情報の外部提供についての同意を得て、平常時から町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防署などに提供され、災害時に支援が必要な方の避難支援や安否確認を円滑に行えるように町内会・自治会が中心となり、個別支援計画を立てます。ただし、人の生命に関わる大災害が発生した際については、不同意の方の名簿情報であっても提供されます。

### 3. 福祉避難所・福祉避難スペースの考え方（市避難所運営マニュアル作成ガイドブックより）

次のような考え方で福祉避難所が開設されたり、避難所内に福祉避難スペース（福祉避難室（仮称））を必要とする方の避難所です。救護・要配慮者班を中心に市と連携を図り、対応します。

#### ○福祉避難所とは

避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、特別な配慮を必要とする方の避難所です。必要に応じて開設される二次的避難所です。

#### ○対象者

高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を要する方で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者が対象です。

要援護者の状態に応じて、要援護者の介助者についても、福祉避難所への避難が可能です。

#### ○福祉避難所への避難の流れ

- ①身の安全確保を最優先に一般の避難所に避難
- ②避難所において、保健師等が介助者の有無や障がいの種類・程度に応じて、福祉避難所への受入れを調整し、対象者を決定
- ③スタッフの配置など受入れ態勢が整ったところで対象者を福祉避難所へ  
（搬送は家族又は地域支援者、状況により、福祉車両を使用）

#### ○福祉避難スペースの考え方

福祉避難所において、全対象者を収容することは困難であるとともに、避難所生活の長期化等により、特別な配慮を要する方が増加することが想定されるため、避難所の中の一部（個室が良い）を福祉避難スペース（福祉避難室（仮称））として運用する。比較的介護度が軽度で、専門的なケアは必要ないが、配慮を要する方を対象とします。

#### <福祉避難所一覧>

令和3年3月31日現在

1	特別養護老人ホーム 東萌山苑
2	特別養護老人ホーム レモンの樹東海
3	障害者支援施設 さつき
4	障害者支援施設 さくら
5	特別養護老人ホーム 東海の里
6	介護老人保健施設 東海
7	特別養護老人ホーム 東海福寿園
8	介護老人保健施設 サザン東海
9	障害者支援施設 あじさい
10	障害児支援施設 カトレア

11	東海市加木屋通所介護事業所
12	特別養護老人ホーム 東海清涼苑
13	障害者支援施設 ドリームハウス
14	高齢者支援施設 ふれ愛

#### <福祉避難所（乳幼児・妊産婦）>

1	北部子育て支援センター
2	南部子育て支援センター

#### 4. 要支援者別の配慮事項

同じ障がいでも一人ひとり必要とする支援や対応の仕方は異なります。以下を参考に、当事者の方と対応方法について話し合いをしてみてください。

### 目の不自由な方

#### 《特性》

- 全くみえない人（全盲）から光を感じる人（光覚）、メガネなどで矯正しても視力の弱い人（弱視）、見える範囲の狭い人（視野狭窄）など、目が見えないにも様々な方がいます。
- 白杖を使う方や盲導犬と暮らす方もいます。



#### 《避難時の配慮事項》

- 本人のそばで声掛けを行い、説明をするときは曖昧な言葉を使わず、具体的な言葉で話をしましょう。誘導をするときは腕や肩につかまってもらい、半歩前を歩きます。



#### 《避難所生活での配慮事項》

- 放送やハンドマイク等を使用して、情報がしっかりと伝わるようにしましょう。
- トイレの場所や支援物資の配布場所などへ誘導をしましょう。



#### 《災害前の当事者の備え》

- 白杖、点字器、携帯電話、携帯ラジオ、音声時計、眼鏡等を身近に置いておく。
- 避難時にブロック塀や木が倒れて、道路が通れなくなることもあるため避難経路は複数考えておく。

#### ○白杖SOSシグナル

白杖を頭上 50cm 程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。



## 耳の不自由な方



### 《特性》

- 音が聞こえない、または聞こえにくい状態で病気、事故などで生じる場合や、生まれつきの場合、加齢による場合などあります。
- 手話や筆談でコミュニケーションを取ったり、補聴器を付けられている人もいます。
- 補聴器をつけていても、すべてが聞こえているわけではありません。

### 《避難時の配慮事項》

- 手話だけでなく、筆談や口の動き、地図を使うなどコミュニケーションを取る事が可能な方法で情報を伝える。



### 《避難所生活での配慮事項》

- 紙に書いたり、ホワイトボードを用いたりして、視覚で情報がわかるようにする。
- 手話ができる人がいれば協力してもらう。



### 《災害時前の当事者の備え》

- 携帯電話、補聴器と電池、筆談用のメモ用紙、筆記用具、笛、ブザーなどを用意しておく。
- 補聴器がない時の情報取得の方法や連絡手段を相談しておく。



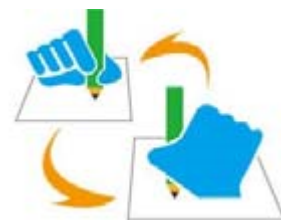
## ○耳マーク

聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を図るため制定されたものです。



## ○手話マーク・筆談マーク

耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話・筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話・筆談で対応します」等の意味になります。



## 内部障がいのある方

### 《特性》

- 内部機能（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓など）に障害がある状態の方を言います。

### 《避難時の配慮事項》

- 外見からは障がいがあることがわかりづらいため、本人や家族から配慮事項を確認しましょう。

### 《避難所生活での配慮事項》

- 服薬をしている方は服薬が継続してできるよう支援する。
- 必要に応じて間仕切りや個室を用意し、落ち着いて生活できるように配慮する。

### 《災害前の当事者の備え》

- 必要な用具（ストマ用装具、酸素ボンベ、手動式吸引器、非常用外部バッテリーなど）や常備薬や特殊な治療食の蓄えなどを用意しておく。
- 自分の疾病に緊急時に対応してくれる医療機関を調べておく。

## ○ハートプラスマーク

「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。



## 肢体の不自由な方

### 《特性》

- 先天性のものと、脳性麻痺や事故等による後天性のものがあり、関節や脊柱が硬くなって拘縮や変形を生じている状態の方もいます。
- 義足や車いすなどの補装具を使って生活をしている方もいます。



### 《避難時の配慮事項》

- 普段通り慣れた道も、落下物や壁などの倒壊、道路にできた亀裂や段差などで通りにくくなっていることがあるため、支援が必要な場合は、そのことを周りの人に伝える。



### 《避難所生活での配慮事項》

- 間仕切りを活用するなどトイレや着替えをするときにプライバシーの確保をする。
- トイレに近い避難スペースを確保し、車いすが通れる導線を確保する。

### 《災害時前の当事者の備え》

- 車いす、杖、歩行器などは身近の被害の受けにくい場所に置いておき、暗闇でも分かるように発光シールを貼っておく。
- 搬送支援に備えて、シーツ、毛布などの搬送用具を用意しておく。

## ○ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。





## 知的障がい、発達障がいのある方

### 《特性》

- 他人とのコミュニケーションが困難な方が多く、環境の急激な変化などでパニックになると大声を出したり、固まってしまう人もいます。
- 物事を判断することや、臨機応変な対応も苦手で抽象的な指示だと真意が伝わらないこともあります。



### 《避難時の配慮事項》

- パニックになったり、不安から大声を上げたり、異常な行動を取る場合があるかもしれません。冷静に対応するようにしましょう。



### 《避難所生活での配慮事項》

- 周囲とのコミュニケーションがとれないことで、トラブルの原因になったり、精神的に不安定になることがあるため、個室を用意したりや間仕切りを使い落ち着いて過ごせるように配慮する。

### 《災害前の当事者の備え》

- 緊急連絡先やかかりつけ医療機関、服用している薬などを記入したものを用意しておく。
- 災害が発生した時や、通院ができなくなった場合の医療的な対処方法について、あらかじめ主治医から聞いておく。



## 精神障がいのある方

### 《特性》

- 気分の波があり、気持ちの高揚と落ち込みを繰り返したり、特定の場面になると、発作が出る人もいます。
- アルコール依存症・ギャンブル依存症・性依存症なども、精神疾患に含まれます。

### 《避難時の配慮事項》

- わかりやすい言葉で伝えることと一人にさせず不安にならないように気をつける。

### 《避難所生活での配慮事項》

- 周囲とのコミュニケーションがとれないことで、トラブルの原因になったり、精神的に不安定になることがあるため、個室を用意したり間仕切りを使い落ち着いて過ごせるように配慮する。
- 服薬をしている方は服薬が継続して出来るように支援する。



### 《災害前の当事者の備え》

- お薬手帳などを携帯し、初対面の医療関係者にも服薬状況を適切に伝えられるようにしておく。
- 医療的なケアが受けられなくなった場合の対処方法について、主治医から聞いておき、適切な行動がとれるようにしておく。



## 妊産婦・乳幼児

### 《特性》

- ・妊婦の健康状態は、胎児の成長に大きく影響を及ぼすため、栄養のバランス、適度な運動や体重管理など、健康管理が重要です。
- ・乳児は、1日に何度もミルクを与えたり、頻繁にオムツを変えるなど免疫力が弱いため、細やかなケアが必要になります。

### 《災害前の当事者の備え》

- ・母子手帳や保険証を準備しておく。
- ・オムツやおしりふき、粉ミルク、保存がきく離乳食などを備蓄しておく。

### 《避難時の配慮事項》

- ・妊娠中の方は転倒に気を付け、ゆっくり避難する。
- ・乳幼児を連れての避難の場合、荷物を持ってあげるようにする。

### 《避難所生活での配慮事項》

- ・乳幼児が夜泣きする可能性があるため、個室を用意することを検討する。
- ・授乳スペースを確保する。

## ○マタニティマーク

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにもとても大切な時期です。しかし、外見からは見分けがつかないため、妊婦さんにはさまざまな苦勞があります。

このマークは、妊婦さんが身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。また、交通機関、職場、飲食店等が、呼びかけ文を添えてポスターなどとして掲示し、妊産婦さんにやさしい環境づくりを推進するものです。



## 5. 災害発生前の準備、備え

- ・災害時の被害を軽減し、自分の命を守るため、日頃から次のような防災対策が出来ます。
- 市が作成する防災マップを確認し、自宅や職場などよく利用する場所の周辺の津波想定区域などを確認しておく。
- 避難場所や経路など避難方法を確認する。避難経路は道路の遮断なども考え、複数考えておく。
- 日頃から近隣の方とあいさつや交流をして、障がいがあることを知ってもらい、関係づくりや災害時に支援してもらえるようにする。
- 家具の固定、ガラスに飛散防止フィルムの活用、高いところに物を置かないなど家の中でケガをしないようにする。
- 廊下、玄関などに物をおかないようにして、避難経路を確保する。
- 消火器や消火用水の用意し、火災に備える。
- 最低 3 日分の食料品と水、服用中の薬、お薬手帳（薬の名前や服薬量がわかるメモ）、障害者手帳、障がいに応じて必要となる生活用品を持ち出せるように準備する。
- 家庭内で緊急連絡先、連絡方法や避難先などを確認する。



### ◎非常持出品の準備

- ・すぐに持ち出せるように用意しておきましょう。賞味期限があるものは日頃から点検するようにしておきましょう。
- ・食料 チョコレートや携帯ビスケットなどカロリーの高いもの
- ・飲料水 500ml～1ℓ
- ・食器類 箸、スプーン、紙皿、マグカップを家族分
- ・ティッシュ類 トイレや物や体を拭く用として。ウェットタイプも
- ・歯磨きセット エチケットだけでなく、虫歯や誤嚥性肺炎を防止するのも役立ちます。
- ・ガムテープ 包帯、名札、すき間風防止、布のつくろいなど
- ・マスク ほこりよけ、感染症対策
- ・使い捨てカイロ 冬場の防寒用として
- ・ライター 焚火の点火用として
- ・衣類・下着 ウィンドブレーカーも加えておくと、防寒用や屋外でレインコート代わりに使えます。
- ・タオル 顔や体を拭く、食器を拭く、そうきん代わり、防寒など様々な場面で使えます。
- ・新聞紙 防寒対策、燃料として幅広く役立つ
- ・軍手 片付け、掃除、防寒などに役立つ
- ・携帯用トイレ トイレが使えない時のために
- ・懐中電灯 電気が復旧するまでの明かりとして。
- ・常備薬 持病の薬、風邪薬
- ・新聞紙 防寒対策、燃料、掃除用具など幅広く使えます。
- ・ラップ 水は貴重なので、皿を洗わずに済みます。配給された食べ物の保管にも役立ちます。



- 最低限の現金 公衆電話や自販機を使用するために小銭も準備。
- 重要書類 保険証、免許証、障害者手帳、通帳などはコピーをとっておくとよい。
- 携帯電話 家族などとの連絡や情報入手のために使えます。予備のバッテリーも忘れずに準備しましょう。
- 携帯ラジオ 停電時の情報収集の手段として

## 6. 災害が発生したら

### ◎地震が起きたら…

- 家にいる時に地震が起きたらすぐに机やテーブルの下に入り、頭を守る。
- 揺れが収まった後は窓ガラスや食器が床に散らばっている可能性もあるので、ケガをしないようにスリッパや靴を履いて足を守る。
- 屋外にいる時に地震が起きたら家の塀や電信柱、自動販売機など、崩れてきたり、倒れてくるかもしれないものからは離れる。
- 揺れが収まった後、津波や火災の可能性がある場合や自宅に住めない場合は避難を開始する。

### ◎大雨や台風の時…

- 梅雨や集中豪雨、台風の接近など、大雨や風水害が心配される時は、テレビやラジオ、行政の広報などから情報を収集する。
- 行政から避難行動警戒レベル3以上の情報が出たり、危ないなと感じた時には、家族やとなり近所の人と連絡をとったりしながら出来るだけ複数人で早めに避難する。
- 夜に豪雨や台風の接近が予報される場合は外が明るいうちに避難を開始する。

### ◎いざ避難…でもその前に…

- 非常持ち出し品を持ち出す。  
用意しておいた持ち出し品が持ち出せない場合は、貴重品や携帯電話だけでも持ち出ししょう。
- 施錠をする。  
大規模災害時は避難後の家に火事場泥棒が来ることもあります。
- 火の始末の後、ブレーカーを「切」にし、ガスの元栓をしめる。  
大地震時は停電することも想定され、復旧時に、家電やコンセントなどから出火する恐れがあります。

ただし、命の危険が迫っている場合は、身の安全を最優先しましょう。

## 7・災害用伝言ダイヤル

地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合にNTTより提供が開始される声の伝言板です。

### 録音方法

①「171」をダイヤル → ②「1」をダイヤル → ③電話番号を市外局番からダイヤル  
④「1#」をダイヤル → ⑤30秒間録音できる → ⑥「9#」で録音終了。「8#」で録音やり直し

### 再生方法

①「171」をダイヤル → ②「2」をダイヤル → ③電話番号を市外局番からダイヤル  
④「1#」をダイヤル → ⑤30秒間再生できる → ⑥「8#」で繰り返し再生。「9#」で次の伝言再生

○この方法は、暗証番号を使わない使い方です。

○災害用伝言ダイヤルは被災地の方の固定電話、携帯電話等です。固定電話番号は必ず市外局番からダイヤルする必要があります。

## 8. 関係機関連絡先

東海市役所	052-603-2211		
	0562-33-1111		
しあわせ村	052-689-1600		
東海市消防本部	0562-36-0119		
東海警察署	0562-33-0110		
ガス会社			
電気会社			
水道			
病院			
社会福祉協議会	052-689-1605		

※空欄には、ご自身の関係する連絡先をご記入ください。